

新潟市死者情報の開示に関する条例の改正について

1 条例改正の趣旨

新潟市死者情報の開示に関する条例は、令和 5 年、本市が個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の適用を受けるに当たり、それまで条例において認めていた死者に関する情報の開示が同法には組み入れられなかったことから、従前どおり開示を認めることとするため制定したものである。

情報公開条例と同様に、本条例も施行 3 年を経過し、保有個人情報開示制度と比較して規定が不十分であるなど、見直すべき点が見られることから、情報公開条例と同時に改正を行う。

2 改正案の概要

(1) 語句の定義の見直し

開示の対象となる「死者情報」「保有死者情報」の定義について、個人情報保護法に準じて見直す。

(2) 開示請求権者及び請求範囲の整理

死者に関するあらゆる情報の開示を請求できる者を限定し、これに当てはまらない者は、特定の権利義務がある場合に当該権利義務に関する情報に限り請求できることと整理する。

また、代理人による請求を認める。

(3) 国制度への準拠

情報公開条例と同様に、不開示情報の判断基準や手続き面について国制度に準拠する。

新潟市死者情報の開示に関する条例(令和5年条例第5号)新旧対照表

令和8年8月19日 新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会

改正後（案）	現行	備考
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） <u>実施機関</u> <u>新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。</u> （2） <u>死者情報</u> <u>死亡した個人に関する情報であつて、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。</u> <u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u> <u>イ 個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）が含まれるもの</u> （3） （略） （4） <u>保有死者情報</u> <u>実施機関の職員が職務上作成し、又は取得し</u>	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） <u>市の機関</u> <u>新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年新潟市条例第4号）第3条第1項に規定する市の機関をいう。</u> （2） <u>死者情報</u> <u>新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第6条第2号に規定する個人に関する情報のうち、死者に関するもの（市の機関が保有する行政文書に記録された情報に限る。）をいう。ただし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する生存する個人に関する情報を除く。</u> （3） （略）	条例運用の主体を情報公開条例の実施機関に合わせ、議会を含む。 個人情報保護法の個人情報の定義を「死亡した個人」に準用し、特定の個人が識別できる情報を対象とするよう定義を整理 開示請求の対象となる情

改正後（案）	現行	備考
<u>た死者情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。</u> （開示請求権） 第3条 次に掲げる者は、<u>実施機関に対し、当該実施機関の保有する、次に掲げる関係にある死者を本人（死者情報によって識別される特定の個人をいう。）とする保有死者情報の開示を請求することができる。ただし、第3号に掲げる者は、死者の死に起因して相続その他の原因により取得した権利義務がある場合に限り、当該権利義務に関する情報に限って開示を請求することができる。</u> （1） （略） （2） 前号に掲げる者がいない場合は、死者の二親等以内の血族（前号に掲げる者を除く。） （3） <u>前各号に掲げる者がいない場合は、次に掲げるいずれかの者</u> ア <u>死者の相続人（前各号に掲げる者を除く。）</u> イ <u>相続財産清算人</u> ウ <u>受遺者</u> エ <u>アからウまでに掲げる者のほか、死者の死に起因して取得した権利義務を有する者</u> 2 <u>前項各号に掲げる者が未成年者若しくは成年被後見人である場合の法定代理人又は前項各号に掲げる者の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</u> （開示請求の方法）	（開示請求者） 第3条 次に掲げる者は、<u>死者情報の開示の請求を</u>することができる。 （1） （略） （2） 前号に掲げる者がいない場合は、死者の二親等以内の血族<u>及び死亡当時における一親等以内の姻族</u> （3） <u>死者の相続人</u> （開示請求の方法）	報の定義を追加。保有個人情報に準じ組織共用性があるものと定義 全ての死者情報を開示請求できる者を、配偶者及び二親等内の血族に限定。それ以外の者は、権利義務に応じた情報のみを請求できることに変更 相続、遺贈、慰謝料請求や保険金受取などの事案のため死者情報の開示請求が想定される者を追加 代理人請求を追加

改正後（案）	現行	備考
第4条 開示請求をしようとする者は、<u>実施機関</u>に対し、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。 （1） （略） （2） 開示請求をしようとする<u>保有死者情報</u>を特定するために必要な事項 （3） 前2号に掲げるもののほか、<u>実施機関</u>が定める事項 2 前項に規定する開示請求書の提出に当たっては、<u>実施機関</u>に対し、前条第1項各号に掲げる者であること（<u>前条第2項の規定による開示請求にあっては開示請求しようとする者の代理人であること</u>）を証明するために必要な書類で<u>実施機関</u>が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。 3 <u>実施機関</u>は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、<u>実施機関</u>は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。 （<u>保有死者情報の開示義務</u>） 第5条 <u>実施機関</u>は、開示請求があつたときは、開示請求に係る<u>保有死者情報</u>に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該開示請求に係る<u>保有死者情報</u>を開示しなければならない。 （1） 開示請求者（<u>第3条第2項の規定により代理人が開示請求をする場合にあっては、被代理人をいう。次号及び第11条第1項第3号において同じ。</u>）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 （2） <u>請求対象死者</u>以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏	第4条 開示請求をしようとする者は、<u>市の機関</u>に対し、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。 （1） （略） （2） 開示請求をしようとする<u>死者情報</u>を特定するために必要な事項 （3） 前2号に掲げるもののほか、<u>市の機関</u>が定める事項 2 前項に規定する開示請求書の提出に当たっては、<u>市の機関</u>に対し、前条各号に掲げる者であることを証明するために必要な書類で<u>市の機関</u>が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。 3 <u>市の機関</u>は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、<u>市の機関</u>は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。 （<u>死者情報の開示義務</u>） 第5条 <u>市の機関</u>は、開示請求があつたときは、開示請求に係る<u>死者情報</u>に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該開示請求に係る<u>死者情報</u>を開示しなければならない。 （1） 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 （2） <u>死者</u>以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年	

改正後（案）	現行	備考
名、生年月日その他の記述等により<u>請求対象死者</u>以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、<u>請求対象死者</u>以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は<u>請求対象死者</u>以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお<u>請求対象死者</u>以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア～エ （略） <u>(2)の2 個人情報保護法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号</u> (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は<u>請求対象死者</u>以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 ア （略） イ <u>実施機関</u>の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	月日その他の記述等により<u>死者</u>以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、<u>死者</u>以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は<u>死者</u>以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお<u>死者</u>以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア～エ （略） (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は<u>死者</u>以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 ア （略） イ <u>市の機関</u>の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	個人情報保護法にも情報公開条例にも含まれる要件を追加（法準拠）

改正後（案）	現行	備考
（４） 市の機関の内部<u>若しくは機関相互間又は市の機関と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の機関</u>における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの （５） 市の機関<u>又は国等</u>が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ ウ （略） エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の機関<u>又は国等</u>の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ オ・カ （略） キ <u>市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人</u>に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ （部分開示） 第６条 <u>実施機関</u>は、開示請求に係る<u>保有死者情報</u>の一部に、不開示情報が含まれている場合において、これを容易に、かつ、開示請求	（４） 市の機関の内部<u>又は相互間</u>における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの （５） 市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア <u>市の機関が開示決定をする場合において、</u>国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ イ <u>市の機関が開示又は不開示の決定をする場合において、</u>犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ ウ （略） エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の機関の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ オ・カ （略） キ <u>地方公営企業</u>に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ （部分開示） 第６条 <u>市の機関</u>は、開示請求に係る<u>死者情報</u>の一部に、不開示情報が含まれている場合において、これを容易に、かつ、開示請求の趣	個人情報保護法、情報公開条例に表記を合わせる。（法準拠） 個人情報保護法、情報公開条例に表記を合わせる。（法準拠） 保護法で必要な前置きが不要なため削除 同上 個人情報保護法、情報公開条例に表記を合わせる。（法準拠）

改正後（案）	現行	備考
の趣旨を損なわない程度に合理的に分離することができるときは、不開示情報を除いて開示するものとする。 <u>2 開示請求に係る保有死者情報に前条第2号の情報（請求対象死者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の請求対象死者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、請求対象死者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</u> （公益上の理由による裁量的開示） 第7条 <u>実施機関</u>は、開示請求に係る<u>保有死者情報</u>に不開示情報（<u>第5条第2号の2に掲げる情報を除く。</u>）が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該<u>保有死者情報</u>を開示することができる。 （保有死者情報の存否に関する情報） 第8条 <u>実施機関</u>は、開示請求に対し、当該開示請求に係る<u>保有死者情報</u>が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該<u>保有死者情報</u>の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。 （開示請求に対する決定等） 第9条 <u>実施機関</u>は、開示請求があったときは、当該開示請求があった日から14日以内に、開示請求者に対して、当該開示請求に係る<u>保有死者情報</u>を開示するかどうかの決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第4条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	旨を損なわない程度に合理的に分離することができるときは、不開示情報を除いて開示するものとする。 （公益上の理由による裁量的開示） 第7条 <u>市の機関</u>は、開示請求に係る<u>死者情報</u>に不開示情報が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該<u>死者情報</u>を開示することができる。 （死者情報の存否に関する情報） 第8条 <u>市の機関</u>は、開示請求に対し、当該開示請求に係る<u>死者情報</u>が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該<u>死者情報</u>の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。 （開示請求に対する決定等） 第9条 <u>市の機関</u>は、開示請求があったときは、当該開示請求があった日から14日以内に、開示請求者に対して、当該開示請求に係る<u>死者情報</u>を開示するかどうかの決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第4条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	個人情報保護法にも情報公開条例（今回改正）にも含まれる要件を追加（法準拠） （法準拠）

改正後（案）	現行	備考
2 <u>実施機関</u>は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、<u>実施機関</u>は、延長後の期間及び延長の理由を、開示請求者に速やかに書面により通知しなければならない。 3 <u>実施機関</u>は、開示決定等をしたときは、速やかに書面により当該決定の内容を開示請求者に通知しなければならない。 4 <u>実施機関</u>は、開示請求に係る<u>保有死者情報</u>の全部又は一部を開示しないことと決定したとき（前条により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る<u>保有死者情報</u>を保有していないときを含む。）は、その内容を記載した書面により、前項に規定する通知をしなければならない。 （開示決定等の期限の特例） 第10条 開示請求に係る<u>保有死者情報</u>が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、<u>実施機関</u>は、開示請求に係る<u>保有死者情報</u>のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの部分の<u>保有死者情報</u>については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、<u>実施機関</u>は同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 （1） （略） （2） 残りの部分の<u>保有死者情報</u>について開示決定等をする期限（第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第11条 開示請求に係る<u>保有死者情報</u>に次に掲げる者以外の者（以下	2 <u>市の機関</u>は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、<u>市の機関</u>は、延長後の期間及び延長の理由を、開示請求者に速やかに書面により通知しなければならない。 3 <u>市の機関</u>は、開示決定等をしたときは、速やかに書面により当該決定の内容を開示請求者に通知しなければならない。 4 <u>市の機関</u>は、開示請求に係る<u>死者情報</u>の全部又は一部を開示しないことと決定したときは、その内容を記載（不開示の理由がなくなる期日を明示できるときはその期日を付記）した書面により、前項に規定する通知をしなければならない。 （開示決定等の期限の特例） 第10条 開示請求に係る<u>死者情報</u>が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、<u>市の機関</u>は、開示請求に係る<u>死者情報</u>のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの部分の<u>死者情報</u>については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、<u>市の機関</u>は同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 （1） （略） （2） 残りの部分の<u>死者情報</u>について開示決定等をする期限（第三者に対する意見書提出の機会の付与） 第11条 開示請求に係る<u>死者情報</u>に次に掲げる者以外の者（以下「第	情報公開固有の事項を削除 個人情報保護法にも情報公開条例（今回改正）にも含まれる要件を追加（法準拠）

改正後（案）	現行	備考
「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、<u>実施機関</u>は開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。 （１）～（３） （略） ２ <u>実施機関</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、第９条第１項の規定により<u>保有死者情報</u>を開示することとする決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 （１） 第三者に関する情報が含まれている<u>保有死者情報</u>を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第５条第２号イ又は同条第３号ただし書に規定する情報に該当すると認められる場合 （２） 第三者に関する情報が含まれている<u>保有死者情報</u>を第７条の規定により開示しようとする場合 ３ <u>実施機関</u>は、前２項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において、<u>実施機関</u>は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を開示決定等に係る通知書により通知しなければならない。 （開示の実施及び方法） 第12条 <u>実施機関</u>は、開示決定したときは、開示請求者に対し、速やかに当該<u>保有死者情報</u>を開示しなければならない。 ２ <u>保有死者情報</u>の開示は、<u>当該保有死者情報が、文書又は図画に記</u>	三者」という。）に関する情報が含まれているときは、<u>市の機関</u>は開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。 （１）～（３） （略） ２ <u>市の機関</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、第９条第１項の規定により<u>死者情報</u>を開示することとする決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 （１） 第三者に関する情報が含まれている<u>死者情報</u>を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第５条第２号イ又は同条第３号ただし書に規定する情報に該当すると認められる場合 （２） 第三者に関する情報が含まれている<u>死者情報</u>を第７条の規定により開示しようとする場合 ３ <u>市の機関</u>は、前２項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において、<u>市の機関</u>は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を開示決定等に係る通知書により通知しなければならない。 （開示の実施及び方法） 第12条 <u>市の機関</u>は、開示決定したときは、開示請求者に対し、速やかに当該<u>死者情報</u>を開示しなければならない。 ２ <u>死者情報</u>の開示は、文書又は図画に<u>ついては閲覧又は写しの交付</u>	

改正後（案）	現行	備考
<u>録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。</u> 3 <u>実施機関</u>は、行政文書の保存のため必要があるとき、第6条に規定する開示をするとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより開示することができる。 4 <u>開示決定に基づき保有死者情報の開示を受ける者は、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。ただし、開示決定通知書において、開示請求書に記載した内容に基づき開示の実施の方法が指定されている場合であって、指定のとおりに開示の実施を受け</u> <u>る場合は、この限りでない。</u> 5 <u>前項の規定による申出は、第9条第3項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</u> （審査請求があった場合の手続） 第14条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき<u>実施機関</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、新潟市公文書公開等審査会に諮問して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。 （1）（略） （2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る<u>保有死者情報</u>の全部を開示することとする場合（当該<u>保有死者情報</u>の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。） 2 （略）	により、電磁的記録<u>についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市の機関</u>が定める方法により行う。 3 <u>市の機関</u>は、行政文書の保存のため必要があるとき、第6条に規定する開示をするとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより開示することができる。 （審査請求があった場合の手続） 第14条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき<u>市の機関</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、新潟市公文書公開等審査会に諮問して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。 （1）（略） （2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る<u>死者情報</u>の全部を開示することとする場合（当該<u>死者情報</u>の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。） 2 （略）	情報公開条例（今回改正）合わせて追加（法準拠）

改正後（案）	現行	備考
<u>（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）</u> <u>第15条 第11条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</u> <u>（1） 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</u> <u>（2） 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有死者情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有死者情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有死者情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</u> <u>（審議会への諮問）</u> <u>第16条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、死者情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に諮問することができる。</u> <u>（1） この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合</u> <u>（2） 前号の場合のほか、実施機関における死者情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合</u> （委任） <u>第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。</u>	（委任） <u>第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定める。</u>	個人情報保護法にも情報公開条例（今回改正）にも含まれる要件を追加（法準拠） 審議会への諮問について追加

死者情報開示条例改正案と他制度との比較表

令和8年8月19日 新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会

死者情報開示条例改正後（案）	個人情報保護法	情報公開条例改正案
（趣旨） 第1条 市の機関が保有する死者情報の開示については、この条例の定めるところによる。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 実施機関 新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。 （2） 死者情報 死亡した個人に関する情報であつて、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。 ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）	（定義） 第二条 11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。 一 行政機関 二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。） 三・四 （略） 1 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含	（定義） 第2条 2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。

死者情報開示条例改正後（案）	個人情報保護法	情報公開条例改正案
イ 個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）が含まれるもの （3） 行政文書 新潟市情報公開条例第2条第1項に規定する行政文書をいう。 （4） 保有死者情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した死者情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。	む。) 二 個人識別符号が含まれるもの 第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあつては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」とい	1 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第10条第2項を除き、以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。（次に掲げるもの省略）

死者情報開示条例改正後（案）	個人情報保護法	情報公開条例改正案
（開示請求権） 第3条 次に掲げる者は、実施機関に対し、当該実施機関の保有する、次に掲げる関係にある死者を本人（死者情報によって識別される特定の個人をいう。）とする保有死者情報の開示を請求することができる。ただし、第3号に掲げる者は、死者の死に起因して相続その他の原因により取得した権利義務がある場合に限り、当該権利義務に関する情報に限って開示を請求することができる。 （1） 死者の死亡当時における配偶者並びに死者の子及び父母 （2） 前号に掲げる者がいない場合は、死者の二親等以内の血族（前号に掲げる者を除く。） （3） 前各号に掲げる者がいない場合は、次に掲げるいずれかの者 ア 死者の相続人（前各号に掲げる者を除く。）	う。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。 （開示請求権） 第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。	（行政文書の開示を請求できるもの） 第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

死者情報開示条例改正後（案）	個人情報保護法	情報公開条例改正案
イ 相続財産清算人 ウ 受遺者 エ アからウまでに掲げる者のほか、死者の死に起因して取得した権利義務を有する者 2 前項各号に掲げる者が未成年者若しくは成年被後見人である場合の法定代理人又は前項各号に掲げる者の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 （開示請求の方法） 第4条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。 （1） 開示請求をしようとする者の氏名及び住所 （2） 開示請求をしようとする保有死者情報を特定するために必要な事項 （3） 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項 2 前項に規定する開示請求書の提出に当たっては、実施機関に対し、前条第1項各号に掲げる者であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては開示請求しようとする者の代理人であること）を証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補	2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。 （開示請求の手続） 第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所 二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報に特定するに足りる事項 2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。 3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期	（開示請求の方法） 第8条 開示請求をしようとするものは、実施機関に対して実施機関が別に定める請求書を提出しなければならない。 2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合にお

死者情報開示条例改正後（案）	個人情報保護法	情報公開条例改正案
正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。 （保有死者情報の開示義務） 第5条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有死者情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該開示請求に係る保有死者情報を開示しなければならない。 （1） 開示請求者（第3条第2項の規定により代理人が開示請求をする場合にあつては、被代理人をいう。次号及び第11条第1項第3号において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 （2） 請求対象死者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により請求対象死者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することによ	間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。 （保有個人情報の開示義務） 第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開	いて、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。 （実施機関の開示義務） 第6条 実施機関は、行政文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）があつた場合は、開示請求に係る行政文書に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）が記録されているときを除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該行政文書を開示しなければならない。 （1） 法令又は他の条例の規定により公にすることができない情報 （2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切

死者情報開示条例改正後（案）	個人情報保護法	情報公開条例改正案
り、請求対象死者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は請求対象死者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお請求対象死者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律別表第1に掲げる法人をいう。以下同じ。）の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平	示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	の事項をいう。第7条第2項において同じ。）により特定の個人が識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項第2号に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令又は他の条例の規定により何人でも閲覧できるとされている情報 イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報及び慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 エ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行

死者情報開示条例改正後（案）	個人情報保護法	情報公開条例改正案
成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（新潟市情報公開条例第6条第2号ただし書エに規定する公示した基準に該当するものを除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分 エ 新潟市情報公開条例第6条第2号ただし書オに掲げる情報であつて、公示した基準に該当するもの （2）の2 個人情報保護法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号 （3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は請求対象死者以外の事業を営む個人の当該事業に関す	【※市施行条例により公務員の氏名を含む。】 【市施行条例】第4条 （2） 新潟市情報公開条例第6条第2号ただし書オに掲げる情報であつて、公示した基準に該当するもの 三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情	政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等の利益を不当に侵害するおそれがある情報であつて、実施機関があらかじめ新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で定め、公示した基準に該当するものを除く。） オ 市の機関が実施する事務事業であつて予算執行を伴うものに係る情報のうち、公益上公にすることが必要であり、かつ、公にしても個人の利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であつて、実施機関があらかじめ審議会の意見を聴いた上で定め、公示した基準に該当するもの （2）の2 個人情報の保護に関する法律第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号 （3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。

死者情報開示条例改正後（案）	個人情報保護法	情報公開条例改正案
る情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの （４） 市の機関の内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の機関における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの （５） 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国	報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの 六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの 七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方	ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であつて、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの （５） 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の機関における審議、検討又は協議等に関して作成し、又は取得した情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、市民その他のものに不当に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの （６） 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際

死者情報開示条例改正後（案）	個人情報保護法	情報公開条例改正案
際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ キ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ （部分開示） 第6条 実施機関は、開示請求に係る保有死者情報の	独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ （部分開示） 第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有	機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ キ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれ （部分開示） 第7条 実施機関は、行政文書が第6条各号に規定す

死者情報開示条例改正後（案）	個人情報保護法	情報公開条例改正案
一部に、不開示情報が含まれている場合において、これを容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離することができるときは、不開示情報を除いて開示するものとする。 2 開示請求に係る保有死者情報に前条第2号の情報（請求対象死者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の請求対象死者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、請求対象死者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。 （公益上の理由による裁量的開示） 第7条 実施機関は、開示請求に係る保有死者情報に不開示情報（第5条第2号の2に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有死者情報を開示することができる。 （保有死者情報の存否に関する情報） 第8条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有死者情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有死者情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。	個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。 （裁量的開示） 第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。 （保有個人情報の存否に関する情報） 第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。	る情報を記録した部分とその他の部分とからなる場合において、これらの部分を容易に、かつ、行政文書の開示を求める趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、同条の規定にかかわらず、その他の部分に記録された情報を開示しなければならない。 2 開示請求に係る行政文書に第6条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。 （公益上の理由による裁量的開示） 第6条の2 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（前条第1号及び第2号の2に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。 （行政文書の存否に関する情報） 第6条の3 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

死者情報開示条例改正後（案）	個人情報保護法	情報公開条例改正案
（開示請求に対する決定等） 第9条 実施機関は、開示請求があつたときは、当該開示請求があつた日から14日以内に、開示請求者に対して、当該開示請求に係る保有死者情報を開示するかどうかの決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第4条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、延長後の期間及び延長の理由を、開示請求者に速やかに書面により通知しなければならない。 3 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに書面により当該決定の内容を開示請求者に通知しなければならない。 4 実施機関は、開示請求に係る保有死者情報の全部又は一部を開示しないことと決定したとき（前条によ	（開示決定等の期限） 第八十三条 開示決定等は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 （開示請求に対する措置） 第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。 2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求	2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。 （開示請求に対する決定等） 第9条 実施機関は、開示請求があつたときは、当該開示請求があつた日から14日以内に、当該開示請求に係る行政文書を開示するかどうかの決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第8条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項に規定する決定を行うことができないときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、延長後の期間及び延長の理由を、開示請求者に速やかに書面により通知しなければならない。 3 実施機関は、第1項に規定する決定をしたときは、速やかに書面により当該決定の内容を開示請求者に通知しなければならない。 4 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないことと決定したとき（第6条の3第

死者情報開示条例改正後（案）	個人情報保護法	情報公開条例改正案
り開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有死者情報を保有していないときを含む。）は、その内容を記載した書面により、前項に規定する通知をしなければならない。 （開示決定等の期限の特例） 第10条 開示請求に係る保有死者情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有死者情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの部分の保有死者情報については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 （1） 本条を適用する旨及びその理由 （2） 残りの部分の保有死者情報について開示決定等をする期限 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第11条 開示請求に係る保有死者情報に次に掲げる者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は開示決定等をするに	を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報に保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 （開示決定等の期限の特例） 第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一 この条の規定を適用する旨及びその理由 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第百五条第二項第三	1項により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、その内容を記載（不開示の理由がなくなる期日を明示できるときはその期日を付記）した書面により、前項に規定する通知をしなければならない。 （開示決定等の期限の特例） 第9条の2 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの部分の行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 （1） 本条を適用する旨及びその理由 （2） 残りの部分の行政文書について開示決定等をする期限 2 実施機関は、前項の規定により決定期限を延長したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第9条の3 開示請求に係る行政文書に次に掲げる者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は開示決定等をする

死者情報開示条例改正後（案）	個人情報保護法	情報公開条例改正案
当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。 （１） 市 （２） 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人 （３） 開示請求者 ２ 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第９条第１項の規定により保有死者情報を開示することとする決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 （１） 第三者に関する情報が含まれている保有死者情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第５条第２号イ又は同条第３号ただし書に規定する情報に該当すると認められる場合 （２） 第三者に関する情報が含まれている保有死者情報を第７条の規定により開示しようとする場合 ３ 実施機関は、前２項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意	号及び第一百七条第一項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 ２ 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第八十条の規定により開示しようとするとき。 ３ 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第百五条にお	に当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。 （１） 市 （２） 国等 （３） 開示請求者 ２ 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第９条第１項の規定により、行政文書を開示することとする決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該各号の第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 （１） 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第６条第２号ウ又は同条第３号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 （２） 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第６条の２の規定により開示しようとするとき。 ３ 実施機関は、前２項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者がその行政文書の開示に反対の意思表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提

死者情報開示条例改正後（案）	個人情報保護法	情報公開条例改正案
見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を開示決定等に係る通知書により通知しなければならない。 （開示の実施及び方法） 第12条 実施機関は、開示決定したときは、開示請求者に対し、速やかに当該保有死者情報を開示しなければならない。 2 保有死者情報の開示は、当該保有死者情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。 3 実施機関は、行政文書の保存のため必要があるとき、第6条に規定する開示をするとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより開示することができる。 4 開示決定に基づき保有死者情報の開示を受ける者は、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。ただし、開示決定通知書において、開示請求書に記載した内容に基づき開示の実施の方法が指定されている場合であって、指定のとおりに開示の実施を受ける場合は、この限りでない。 5 前項の規定による申出は、第9条第3項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができ	いて「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。 （開示の実施） 第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。 4 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることが	出した第三者に対し開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。 （開示の実施及び方法） 第10条 実施機関は、開示決定したときは、開示請求者に対し、速やかに当該行政文書を開示しなければならない。 2 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則に定める方法により行う。 3 実施機関は、行政文書の保存のため必要があるとき、第7条第1項に規定する開示をするとき、その他正当な理由があるときは、当該行政文書の写しにより開示することができる。 4 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。ただし、開示決定通知書において、開示請求書に記載した内容に基づき開示の実施の方法が指定されている場合であって、指定のとおりに開示の実施を受ける場合は、この限りでない。 5 前項の規定による申出は、第9条第3項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができ

死者情報開示条例改正後（案）	個人情報保護法	情報公開条例改正案
ないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。 （費用負担） 第13条 前条第2項又は第3項の規定による行政文書の写しの交付等を受ける者は、実費の範囲内において当該写しの送付等に要する費用を負担しなければならない。 （審査請求があった場合の手続） 第14条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、新潟市公文書公開等審査会に諮問して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。 （1） 当該審査請求が不適法であり、却下する場合 （2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有死者情報の全部を開示することとする場合（当該保有死者情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）	できないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。 （手数料） 第八十九条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。 3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。 （審査会への諮問） 第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関に諮問しなければならない。 一 審査請求が不適法であり、却下する場合 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。） （地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）	ないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。 （費用負担） 第11条 この条例の規定に基づき行政文書（前条第3項の行政文書の写しを含む。）の写しの交付（電磁的記録の用紙への出力及び複製による交付を含む。以下同じ。）を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。 （審査請求があった場合の措置） 第12条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、新潟市公文書公開等審査会に諮問して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。 （1） 当該審査請求が不適法であり、却下する場合 （2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

死者情報開示条例改正後（案）	個人情報保護法	情報公開条例改正案
2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。 （第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等） 第15条 第11条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 （1） 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決 （2） 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有死者情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有死者情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有死者情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。） （審議会への諮問） 第16条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、死者情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に諮問することができる。 （1） この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする	第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。 （第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等） 第百七条 第八十六条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決 二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）	2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。 （第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等） 第12条の2 第9条の3第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 （1） 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決 （2） 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

死者情報開示条例改正後（案）	個人情報保護法	情報公開条例改正案
る場合 （２） 前号の場合のほか、実施機関における死者情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合 （委任） 第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。	（政令への委任） 第百七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。	（委任） 第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。